

騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案

令和 4 年 2 月 2 日

(1) 目的、事業者の責務等

本ガイドラインは、労働安全衛生規則等に基づく措置^{注)}を含め騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高い作業場において、労働者に業務を行わせる事業者は、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、労働者のばく露する等価騒音レベルを少なくとも 85dB(A) 未満とするよう、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

なお、事業者は、労働安全衛生法第 88 条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が騒音障害防止措置を必要とする作業場に係るものであるときは、届け出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

注) 労働安全衛生規則等に基づく措置

関係条文等	事業者の講ずべき措置等
労働安全衛生法第 22 条 (事業者の講ずべき措置等)	・騒音による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
労働安全衛生規則第 576 条 (有害要因の除去)	・騒音を発する有害な作業場においては、その原因を除去するため、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずること。
同令第 583 条の 2 (騒音を発する場所の明示等)	・強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、強烈な騒音を発する場所であることを標識によって明示する等の措置を講ずる。
同令第 584 条 (騒音の伝ばの防止)	・強烈な騒音を発する屋内作業場においては、隔壁を設ける等必要な措置を講ずること。
同令第 588 条 (作業環境測定を行うべき作業場)	・労働安全衛生法第 65 条第 1 項の規定に基づき作業環境測定を行うべき作業場として、著しい騒音を発する屋内作業場を列挙 ＜ガイドラインの別表第 1 に同じ＞。
同令第 590 条、第 591 条 (騒音の測定等)	・同令第 588 条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場＜ガイドラインの別表第 1 に同じ＞について、6 月以内ごとに 1 回、定期に、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合には、等価騒音レベルを測定すること。 ・等価騒音レベルの測定を行ったときは、測定日時、測定方法、測定結果等を記載して、3 年間保存すること。
同令第 595 条一第 598 条 (騒音障害防止用の保護具) (保護具の数等) (労働者の使用義務) (専用の保護具等)	・強烈な騒音を発する場所における業務においては、耳栓その他の保護具を、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備えること。 ・耳栓等の保護具を使用しなければならない旨を、見やすい場所に掲示すること。

(2) 対象とする騒音作業等

等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高い作業場における業務を

広く対象に含める。具体的には、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務とし、

- 別表第1については現行どおり労働安全衛生規則第588条に掲げる8屋内作業場とする。
- 別表第2については、「等価騒音レベル85dB(A)以上となる可能性の高いあらゆる作業場」を対象とすることを明記しつつ、可能な範囲で、候補となる作業場及び対象とする工具等を例示する。
- 別表第2の中に例示する対象作業場は、現行の52作業場を基本としつつ、建設業の作業場における手持動力工具その他の騒音を発する機械工具等を可能な限り明記するとともに、現行ガイドラインで掲げられていないサービス産業における音響・効果音なども視野に入れて追記する。

(3) 安全衛生管理体制とリスクアセスメント

- 原則として、作業場ごとに騒音障害防止対策の担当者を定めて組織的かつ継続的に対策を実施する。担当者としては、製造業、第三次産業では、ライン管理者、班長等の実務に習熟した者が適切であり、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者等の労働衛生スタッフがそれらを統括する。建設工事現場においては、元請事業者は、工事現場の設備等による騒音の低減措置を講ずることにより騒音障害リスクの低減化に努めるとともに、関係請負人が行う労働者の健康管理、聴覚保護具の着用指導等について指導・援助を行う必要がある。
- これら騒音障害防止対策の担当者は、騒音ばく露レベルを把握して騒音障害リスクを見積もった上で、リスクに応じて設備や作業方法等を踏まえた必要な措置を選択して対策を講ずる。

(4) 作業環境管理（騒音ばく露レベルの把握）

- リスクに応じた管理の観点から、騒音ばく露レベルの把握が必要である。
- 別表第1に規定する屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合には、作業環境測定を行った上で、結果を評価することにより、単位作業場所において業務を行う労働者の騒音ばく露レベルを把握する。
- 別表第2に規定する屋内作業場については、原則として、6か月以内ごとに1回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、作業環境測定を行い、結果を評価することにより、単位作業場所において業務を行う労働者の騒音ばく露レベルを把握する。ただし、騒音発生源が常時移動する場所における作業、遊技場ホール等の音響環境下における顧客対応等の業務などであって、作業環境測定による労働者の騒音ばく露レベル（当該作業が行われる位置であって、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間における等価騒音レベル）の正確な把握が困難な場合は、別添1に示す個人ばく露測定によることができる。

- 屋内作業場についての作業環境測定は、作業環境測定基準に規定する方法により行い、ガイドラインに従って管理区分を決定する。
屋内作業場についての作業環境測定及び作業環境測定結果の評価、測定結果の記録については、現行ガイドラインの規定を基本とする。
- 坑内の作業場については、原則として、6か月以内ごとに1回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、騒音作業場についての定点測定を行い、結果を評価することにより、坑内作業場における所定の業務に対する騒音ばく露レベルを把握する。ただし、シールドトンネル工事におけるバッテリー軌道車の運転等の業務など、定点測定により労働者の騒音ばく露レベルの正確な把握が困難な場合は、別添1に示す個人ばく露測定によることができる。
坑内作業場についての定点測定及び測定結果の評価、測定結果の記録については、現行ガイドラインの作業環境測定に係る規定に準じて定める。
- 屋外の作業場については、騒音発生源からの距離による騒音レベルの変動が大きく、定点測定による労働者の騒音ばく露レベルの正確な把握が困難であることにかんがみ、原則として、6か月以内ごとに1回、及び施設・設備や作業工程・作業方法を変更した場合に、別添1により個人ばく露測定を行い、別添2により結果を評価することにより、対象とする労働者の騒音ばく露レベルを把握する。
- 屋外の作業場についての個人ばく露測定及び測定結果の評価、測定結果の記録は、屋内作業場における作業環境測定に準じて行う。
- 屋外の作業場においては、個人ばく露測定の実測が困難な場合も考えられることから、騒音を発する機械設備、工具等に固有の音響パワーレベル又は当該工具等の操作者の位置における等価騒音レベルに関するデータを入手する等により、適切な代替方法により労働者の騒音ばく露レベルを推計し、個人ばく露測定結果に代えることができるものとする。ただし、対象労働者の近傍に音を反射する壁等の障害物がない場合に限る。なお、測定結果の評価、測定結果の記録については、個人ばく露測定を行った場合と同様とする。

(5) 騒音ばく露低減のための措置

- 騒音発生源、伝ば経路、作業側における対策を組み合わせ適切に講ずることにより、労働者の騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満とするよう低減化を図る。
- 屋内作業場においては、作業環境測定の結果、第2管理区分又は第3管理区分とされた単位作業場所について、これらの対策を講ずるとともに、再度、騒音ばく露レベルの把握を行うことにより対策の効果を確認する。
- 屋外の作業場においては、個人ばく露測定等（個人ばく露測定に代えて、

騒音ばく露レベルの推計を行った場合を含む。)の結果、等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる作業について、これらの対策を講ずる。

(6) 標識等

- 屋内作業場において、作業環境測定の結果、第2管理区分に区分された屋内作業場については、等価騒音レベル 85dB(A) 以上の著しい騒音を発する場所である旨を標識により明示する等の措置を講ずる。
- 屋内作業場において、作業環境測定の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場については、等価騒音レベル 90dB(A) 以上の強烈な騒音を発する場所である旨を標識により明示する等の措置を講じなければならない。

(7) 聴覚保護具の使用その他の作業管理

- 騒音ばく露低減の措置を講じても等価騒音レベル 85dB(A) 未満とならない場合^{注2)}は、騒音発生源に近づく作業に着目して作業方法の改善を行うなど、衛生管理者その他の管理者の指示の下で作業管理を適切に行う。
- 騒音ばく露低減の措置を講じても等価騒音レベル 85dB(A) 未満とならない場合は、騒音ばく露レベルの測定結果等に応じて、適切な聴覚保護具を選定し、対象となる作業者に着用させる。

注2) 等価騒音レベル 85dB(A) 未満とならない場合として、次のようなものがある：

- ・ 屋内作業場において、第2管理区分又は第3管理区分である単位作業場所における業務
屋内作業場において、手持動力工具等を使用する業務（等価騒音レベル 85dB(A) 未満であることが明確な場合を除く。）
- ・ 坑内作業場において、騒音を発する機械・工具等の近傍における業務（等価騒音レベル 85dB(A) 未満であることが明確な場合を除く。）
- ・ 屋外作業場において、個人ばく露測定結果が等価騒音レベル 85dB(A) 以上である場合
- ・ 屋外作業場において、車両系建設機械等の運転者等騒音を発する機械の近傍に立ち入る業務（騒音ばく露レベルの推計により、操作者の位置において等価騒音レベル 85dB(A) 以上とならないことが確認された場合を除く。）
- ・ 屋外作業場において、手持動力工具を操作する業務（騒音ばく露レベルの推計により、操作者の位置において等価騒音レベル 85dB(A) 以上とならないことが確認された場合を除く。）

- 聴覚保護具の選定に当たっては、JIS T8161-1 に基づき測定された遮音性能を目安とし、現場作業の安全確保や意思疎通も考慮に入れて、必要かつ十分な遮音性能のものを選定するよう留意する。聴覚保護具を着用した状態で、耳に達する騒音レベルが概ね 70-80dB の範囲に収まるよう、遮音性能を確保することが望ましい。

特に、林業の伐木作業現場や、建設業の道路工事現場等においては、必要以上の遮音性能により意思疎通に支障を生ずることのないよう、遮音性能を抑制した聴覚保護具を選定すること。

- ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う屋内作業場等、建物

や壁等で囲まれた狭隘な作業場において、機械的衝突に伴う衝撃音を発する作業が行われる場合は、等価騒音レベルが 85dB(A) 未満であっても騒音ばく露レベルの低減が必要となることがあることから、聴覚保護具の選定に当たっては、必要に応じ、衝撃音も考慮すること。

- 等価騒音レベル 90dB(A) 以上の強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者や、騒音健康診断の結果、要観察とされた労働者については、騒音障害防止対策の担当者が、労働者の実際の騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満とするよう、聴覚保護具の正しい着用を指導する必要がある。
- 騒音ばく露低減のための措置、作業方法の改善及び聴覚保護具の使用によっても労働者の実際の騒音ばく露を等価騒音レベルが 85dB(A) 以上となるときは、1日の騒音作業に従事する時間を制限することにより、許容基準を満たす必要がある。

(8) 健康管理

ア 雇入時等健康診断

等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高い作業場における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、以下の聴力検査を含む健康診断を行う。ただし、騒音ばく露低減のための措置を講じた結果、当該業務による騒音ばく露レベルが常に 85dB(A) 未満であることが明らかとなる労働者を除く。

- 気導純音聴力レベル測定法による聴力検査を行い、健康管理区分を決定する。
- 気導純音聴力レベル測定法による聴力検査は、現行ガイドラインを基本に 250-8,000 ヘルツについての検査を行うが、6,000 ヘルツについての検査を含むこと。

イ 定期健康診断

アの対象者に対し、6か月以内ごとに1回、以下の聴力検査を含む一次検査を行う。ただし、過去の定期健康診断において異常が認められた者については、一次検査を行わずに二次検査を行うこととして差し支えない。

- 1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧レベルにおける選別聴力検査を行う。
- 1,000 ヘルツ又は 4,000 ヘルツについて 30dB の音圧レベルにおける計測で異常が認められた者及び医師が必要と認める者については、気導純音聴力レベル測定法による聴力検査（雇入時等健康診断と同様）を含む二次検査を行い、健康管理区分を決定する。
- 6か月以内に行われた作業環境測定結果に基づく結果の評価が第1管理区分である単位作業場所で業務に従事する労働者、又は6か月以内に個人ばく露測定等により騒音ばく露レベルが 85dB(A) 未満と

された業務に従事する労働者に対しては、定期健康診断を省略することができる。

ウ 健康管理区分

- 雇入時健康診断及び定期健康診断（二次検査）の結果に基づき、以下のとおり健康管理区分を決定する。
- 会話音域の聞き取り能力の程度を把握するため、3分法平均聴力レベルを次式により求める。

$$\text{3分法平均聴力レベル} = (A+B+C) \times 1/3$$

A: 500 ヘルツの聴力レベル (dB)
 B: 1,000 ヘルツの聴力レベル (dB)
 C: 2,000 ヘルツの聴力レベル (dB)
- 高音域の聴力レベルは、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツについての聴力レベルのうちいずれか悪いほうによる。
- 聴力レベルに左右差が認められるときは、原則として悪いほうの聴力レベルを採用する。

聴力レベルに基づく健康管理区分

会話音域 \ 高音域	30dB 未満	30dB 以上 40dB 未満	40dB 以上
30dB 未満	管理 A	管理 B2	管理 C
30dB 以上 50dB 未満	管理 B2	管理 B2	管理 C
50dB 以上	管理 C	管理 C	管理 C

注) 騒音健康診断では、管理 B1 は使用しない。

- 健康管理区分に対し、労働衛生上必要な措置を次のとおり定める。

騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置

区分	状態*	措置
管理 A (異常なし)	聴力に異常がみられない。	・ 一般的聴覚管理
管理 B2 (要観察)	前駆期の症状が認められる。 軽度の聴力低下が認められる。	・ 騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB (A) 未満に抑制すること。 ・ 作業環境が第 2 管理区分又は個人ばく露測定結果が 85dB (A) 以上となる場合には、聴覚保護具を適切に着用することにより、騒音ばく露レベルを 85dB (A) 未満とする必要があること。

管理 C (要管理)	中等度以上の聴力低下が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に着用することにより、騒音ばく露レベルを 85dB(A) 未満かつ可能な限り低減させる必要があること。 ・必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。
------------	-------------------	---

*健康管理区分は、聴力検査結果に基づき労働衛生上の管理を行うためのものであり、各区分の状態は、業務上によるかどうかの判断を含まないものである。

(9) 労働衛生教育

対象作業場における業務に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、音の性質と騒音作業、騒音の人体に及ぼす影響、聴覚保護具の適切な使用方法についての労働衛生教育を行う。

対象作業場における業務については、作業に従事する労働者の騒音ばく露を低減するための措置を行わせる管理者を定め、当該管理者に対し、騒音の人体に及ぼす影響、騒音ばく露レベルの把握、騒音ばく露を低減するための措置、聴覚保護具の使用法、改善事例及び関係法令についての労働衛生教育を行う。管理者に対する労働衛生教育の科目、範囲及び時間については、次の表のとおりとする。

管理者向け労働衛生教育

科目	範囲	時間
騒音の人体に及ぼす影響	影響の種類 聴力障害	60 分
適正な作業環境の確保と維持管理	騒音の測定と作業環境の評価 騒音発生源対策 騒音伝ば経路対策	50 分
聴覚保護具の使用法	聴覚保護具の種類 聴覚保護具の性能と選択 聴覚保護具の着用方法と保守管理 聴覚保護具の効果の確認の方法	30 分
改善事例及び関係法令	改善事例 騒音作業に係る労働衛生関係法令、通達等	40 分

(別紙)

対象作業場ごとの騒音ばく露レベルの把握

	対象	騒音ばく露レベルの把握
別表第1	安衛則第588条に掲げる作業場	作業環境測定(義務)
別表第2	屋内作業場	作業環境測定
別表第2	坑内の作業場 (46), (47) など	定点測定
別表第2	坑内の作業場 バッテリー軌道車、騒音源に近づく作業など	個人ばく露測定
別表第2	屋外作業場	個人ばく露測定 (ばく露レベル推計は可)
別表第2	屋外作業場 ドラムバーカーなど	個人ばく露測定 (ばく露レベル推計は可)
別表第2	屋内作業場 手持動力工具を操作する業務、著しい音響の下で継続して行う顧客対応等の業務など	個人ばく露測定
別表第2	85dB(A)以上のその他の業務	作業環境測定/個人ばく露測定

騒音ばく露レベルに応じた措置の選択

	80dB(A)未満であることが明らか	85dB(A)以上にならないことがない	1日ばく露平均として85dB(A)未満 (第1管理区分)	1日ばく露平均として85dB(A)以上 (第2管理区分)	1日ばく露平均として90dB(A)以上 (第3管理区分)
労働衛生教育	—	○	○	○	○
測定等	—	○	○	○	○
ばく露低減	—	—*	○	○	○(屋内義務)
標識等	—	—	—	○	○(屋内義務)
聴覚保護具	—	—	—**	○	○(備付け義務)***
雇入時騒音健診	—	—	○	○	○
定期騒音健診	—	—	—	○	○

*85dB(A)は、騒音障害防止のための管理レベルであり、騒音性難聴のリスクとしての安全基準ではないため、更なるばく露低減が望ましい。

**1日ばく露平均として85dB(A)未満であっても、ハンマーや打撃工具などによる衝撃音による場合は、聴覚保護具の着用が望ましい。

***聴覚保護具の着用に加えて、着用による効果を管理者が確認することが望ましい。

個人ばく露測定による騒音ばく露レベルの測定について

1 背景

騒音ガイドラインの別表第2に掲げる作業場のうち、屋内作業場については、6か月以内ごとに作業環境測定基準に定めるA測定、B測定を行うこととされているが、作業工程によっては、騒音計を複数の測定点に定置することが困難な場合がある。また、労働者と騒音源との位置関係が頻繁に変わる、労働者と騒音源が近接している、不規則な間欠騒音があるといった状況では、A測定やB測定による測定結果は、労働者の実際のばく露レベルとは大きく乖離する場合も考えられる。

さらに、屋外で行われる作業においては、6か月以内ごとではなく、施設・設備、作業工程等が変更された場合ごとに、騒音レベルが最大となると考えられる時間、位置における測定を行うこととされているが、定点測定による測定結果は、作業者が作業を行う場所よりも騒音源から離れた位置で測定する等により、実際のばく露レベルよりも小さい値となるおそれがある。また、安全確保の観点から、関係労働者以外の第三者の立会いの下に定点測定を行うことができない場合も多いと考えられる。

1 目的

原則として、屋内作業場以外の作業場において業務に従事する労働者の騒音ばく露レベルを把握することにより、騒音ばく露の低減化や、当該労働者に対する作業方法、聴覚保護具の選定と着用その他の作業管理を行うことを目的とする。

2 対象となる業務

ガイドライン別表第2に掲げる作業場のうち、原則として、屋内作業場以外の作業場において、手持動力工具、コンクリートカッタ、インパクトレンチ等の騒音を発する機械等を用いて行う業務に従事する労働者及びその周辺で業務を行う労働者を対象とする。

また、ガイドライン別表第2に掲げる作業場のうち、屋内作業場及び坑内の作業場においても、騒音源が常時移動する場所における作業、遊技場ホール等の著しい音響環境下で行う顧客対応等の業務等、労働者と騒音源との位置関係が頻繁に変わる等、作業環境測定又は定点測定により、労働者の騒音ばく露レベルを適切に把握できないことが明らかな場合にも、対象とすることができる。

対象となる業務を例示すると、次のとおりである。

- ・インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務
- ・圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務
- ・コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務
- ・チェーンソー又は刈払機を用いて行う立木の伐採、草木の刈払い等の業務
- ・シールド工法によるずい道工事等が行われる坑内における軌道車の運転等の業務
- ・遊技場ホール等の著しい音響環境下で行う顧客対応等の業務

4 測定の実務

(1) 使用する機器

- ばく露計は、マイクが一体となった小さな本体から成り、騒音の大きさを蓄積するもの。マイクが本体と分離したばく露計もある。
- 日本産業衛生学会が示す騒音の許容基準に対応したばく露計の規格としては、IEC 61252 Ed. 1.1 2002-03 又は ANSI S1.25-1991 がある。JIS C1509-1 の要件を満たす騒音計（作業環境測定用）をばく露計として用いてもよい。

(2) 測定方法

- 同種の作業を行う作業グループごとに少なくとも1つ、ばく露計による測定を行う。
- 作業者の腰に機器をつけ、マイクを首や肩の近くに装着する。
- ばく露計は、原則として、作業者に終日又は半日着用させる。ただし、2時間で1つのサイクルとなる作業を繰り返し行う場合など、その1サイクルを測定すれば足りる場合がある。
- ばく露計の設定は、TLVは85dB(A)、Exchange rateは3dBとする。また、表示を等価騒音レベルLAeq(Fast/slowの切替があるものはSlow)に設定すること。
- 計測中、対象労働者が留意すべき事項として、ばく露計の落下を防止すること、マイク部分を作業着等で覆わないようにすることがある。ばく露計の操作や測定のための他の作業者の立会いは原則として不要である。

(3) 評価等

- 日本産業衛生学会の許容基準 85dB(A)、Exchange rate 3dBにより評価する。
- 休憩や作業場所から離れるなどにより、騒音レベルが80dB未満にとどまっている時間については、実効休止時間として取り扱うこと。
- 8時間を前提とした1日騒音ばく露レベル8hr-TWAが許容基準を超える場合は、当日の作業状況等を参考に、作業方法の改善、騒音源対策、

聴覚保護具の使用、作業時間の短縮等の措置を講ずること。

- Dose による評価を行う場合、100%に満たない場合はその数値を、100%を超える場合は、TLV を超えない最大作業可能時間（例えば 200%なら 4.0 時間）を記載する。
- 対象者及び同種の作業を行う作業グループに対し、健康診断実施時に当該ばく露データを提供し、健康管理としても活用すること。

個人ばく露測定の結果の評価について

個人ばく露レベルによる許容基準は、日本産業衛生学会が「許容濃度等の勧告（2020年度）」に定める騒音の許容基準における「表VI-2 騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準」により行う。

表 騒音ばく露レベルによる許容基準（概要版） 8時間を前提としたもの

騒音ばく露レベル	82dB	85dB	88dB	91dB	94dB	97dB
許容限度に対する割合 DOSE	(50%)	100%	200%	400%	800%	1600%
許容される1日の騒音作業時間	8時間	8時間	4時間	2時間	1時間	30分

A 特性音圧レベルによる

・騒音ばく露レベルが85dB以上となる場合は、

- ① 騒音伝ば防止措置等を講ずることにより、85dB未満とする
- ② 1日の騒音作業時間を許容作業時間以下に抑制する
- ③ 聴覚保護具を正しく着用させ、作業者へのばく露を85dB未満とする

のいずれかの措置が必要である。

(参考)

騒音障害防止のためのガイドライン改正案イメージ

(ガイドライン見直し方針案に基づき記述される現時点での改正案本文の例)

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生規則に基づく措置を含め、騒音を発する有害な作業場において騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 騒音作業

本ガイドラインでは、等価騒音レベル 85dB(A) 以上となる可能性の高い作業場を騒音を発する有害な作業場として取り扱い、騒音ばく露レベルを把握することにより、騒音障害のリスクに応じて必要な措置を講ずるものとする。本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場における業務をいう。

3 事業者の責務

別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作業場を有する事業者(以下「事業者」という。)は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

4 安全衛生管理体制とリスクアセスメント

原則として、事業場ごとに騒音障害防止対策の担当者を定めて組織的かつ継続的に対策を実施すること。構内に関係事業者を有する事業者や、建設工事現場で関係請負人を統括する元方事業者における騒音障害防止対策の担当者は、労働衛生教育、作業環境管理等の措置に当たり協力して実施するとともに、関係事業者等において作業管理、健康管理等が適切に行われるよう指導を行うことが望ましい。

5 作業環境管理

騒音障害のリスクに応じた管理を行う観点から、以下により騒音ばく露レベルの把握を行う必要がある。ただし、過去の測定結果等から、労働者の等価騒音レベルが 80dB(A) 未満であることが明らかである作業場については、この限りでない。

(1) 屋内作業場

イ 作業環境測定

(イ) 事業者は、別表第 1 に掲げる屋内作業場及び別表第 2 に掲げる作業場のうち屋内作業場について、次の測定を行うこと。

- ① 作業環境測定基準(昭和 51 年労働省告示第 46 号)第 4 条第 1 号及び第 2 号に定める方法による等価騒音レベルの測定(以下「A 測定」という。)

② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場にあつては、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定(以下「B測定」という。)

(ロ) 測定は、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(ハ) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分以上継続して行うこと。

ロ 作業環境測定結果の評価

事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果の評価を行うこと。

		B測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	90dB(A)以上	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

備考

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
- B測定は、音源に近接する場所における作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う必要があること。ただし、音源に近接する場所において作業が行われることのない単位作業場所については、A測定のみを実施し、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。
- 別表第2に掲げる業務のうち、音源が常時移動する場所における作業、音響環境下における顧客対応等の業務等であつて、作業環境測定による労働者の騒音ばく露レベルの正確な把握が困難な場合は、個人ばく露測定によることができる。

ハ 騒音ばく露低減のための措置

事業者は、作業環境測定結果の評価結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。

(イ) 第1管理区分の場合

第1管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(ロ) 第2管理区分の場合

- ① 第2管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。
- ② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分となるよう努めること。
- ③ 騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させること。

(ハ) 第3管理区分の場合

- ① 第3管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。
- ② 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにすること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。

- ③ 騒音作業に従事する労働者に有効な聴覚保護具を使用した上で、その適切な使用を確認することにより、当該労働者の耳元での騒音ばく露レベルを85dB(A)未満になるようにすること。また、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

二 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定箇所
- ④ 測定条件
- ⑤ 測定結果
- ⑥ 評価日時
- ⑦ 評価箇所
- ⑧ 評価結果
- ⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名
- ⑩ 測定及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 屋内作業場以外の作業場

イ 坑内の作業場における定点測定

事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち坑内の作業場について、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。ただし、シールドトンネル工事におけるバッテリー軌道車の運転等の業務など、定点測定による労働者の騒音ばく露レベルの正確な把握が困難な場合は、個人ばく露測定によること。

(イ) 測定は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合に、その都度行うこと。

ロ 屋外等の作業場における個人ばく露測定

(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場（イに規定する坑内の作業場を除く。）について、騒音源に着目して、対象となる騒音作業ごとに、別紙に示す個人ばく露測定方法による等価騒音レベルの測定を行うこと。

(ロ) 測定は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

(ハ) 当該騒音源に係る施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(二) (1)のイに掲げる屋内作業場又は(2)のイに掲げる坑内の作業場であって、他の測定方法により労働者の騒音ばく露レベルの把握が困難である場合は、個人ばく露測定によること。

ハ 屋外等の作業場における騒音ばく露レベルの推計

(イ) 事業者は、ロに規定する作業場であって、周辺に建物や壁等の騒音の反射に影響する地面以外の物体がない屋外の作業場については、個人ばく露測定に代えて、妥当な方法により、騒音源に着目して、対象となる騒音作業ごとに、騒音ばく露レベルの推計を行うことができる。

(ロ) (イ)に規定する屋外の作業場についての騒音ばく露レベルの推計は、原則として、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。作業工程又は作業方法を変更した場合に、必要に応じて再度行うこと。

(ハ) 騒音ばく露レベルの推計は、屋内作業場、坑内の作業場及び周辺に建物や壁等の騒音の反射に影響する地面以外の物体がある屋外の作業場については、行うことができない。

ニ 騒音ばく露レベルの評価

事業者は、イからハまでに規定する騒音ばく露レベルの把握を行ったときは、対象となる騒音作業ごとに、別紙に示すところにより、騒音ばく露レベルの評価を行うこと。

ホ 騒音ばく露低減のための措置

事業者は、騒音ばく露レベルに応じて、次の措置を講ずること。

(イ) 85dB(A)未満の場合

引き続き騒音ばく露の低減に努めること。

(ロ) 85dB(A)以上 90dB(A)未満の場合

- ① 作業工程又は作業方法の点検を行い、必要に応じて作業方法等の改善等必要な措置を講ずることにより、騒音ばく露レベルが85dB(A)未満になるよう努めること。
- ② 当該騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させること。

(ハ) 90dB(A)以上の場合

当該騒音作業に従事する労働者に対し、有効な聴覚保護具を使用させた上で、その適切な使用を確認することにより、当該労働者の耳元での騒音ばく露レベルを85dB(A)未満になるようにすること。また、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。

ヘ 測定結果等の記録

事業者は、イからハまでに規定する騒音ばく露レベルの把握及び評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定等の日時
- ② 測定等の方法
- ③ 測定等の対象となる騒音作業
- ④ 測定結果
- ⑤ 測定等及び評価を実施した者の氏名
- ⑥ 測定等及び評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

6 聴覚保護具の使用その他の作業管理

(1) 作業方法等の継続的な管理

騒音ばく露低減のための措置を講じても等価騒音レベルが85dB(A)未満とならない場合は、騒音源に近づく作業に着目して作業方法の改善を行うなど、騒音障害防止対策の担当者の指示の下で作業管理を適切にかつ継続的に行う。

(2) 有効な聴覚保護具の使用

騒音ばく露低減のための措置を講じても等価騒音レベルが85dB(A)未満とならない場合は、作業環境測定結果又は個人ばく露測定等により把握した騒音ばく露レベルに応じて有効な聴覚保護具を選定し、対象となる労働者に使用させる。

有効な聴覚保護具の選定は、JIS T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音性能を目安とし、現場作業の安全確保や意思疎通も考慮に入れて、必要かつ十分な遮音性能のものを選定するよう留意すること。

なお、騒音ばく露レベルに応じた聴覚保護具の遮音性能の検討に当たっては、等価騒音レベルに加え、必要に応じ、機械的衝突に伴う衝撃音も考慮したものとする。

(3) 聴覚保護具の着用確認

等価騒音レベルが 90dB(A) 以上の強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者や、騒音健康診断の結果、要観察とされた労働者については、当該労働者の耳元での騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満とするよう、騒音障害防止対策の担当者が聴覚保護具の正しい着用を指導すること。

(4) 作業時間の管理

騒音ばく露低減のための措置、作業方法の改善及び聴覚保護具の使用によっても労働者の当該労働者の耳元での騒音ばく露が等価騒音レベル 85dB(A) 以上となるときは、1日の騒音作業に従事する時間を制限することにより、1日当たりの騒音ばく露レベルを 85dB(A) 未満とする必要がある。

7 健康管理

(1) 騒音健康診断

イ 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、当該労働者の等価騒音レベルが常に 85dB(A) 未満であることが明らかであるときは、この限りでない。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 250, 500, 1,000, 2,000, 4,000, 6,000, 8,000 ヘルツにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

ロ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者（1日当たりの騒音ばく露レベルが等価騒音レベル 85dB(A) 未満とされた者を除く。）に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査
(1,000 ヘルツについては 30dB, 4,000 ヘルツについては 25dB, 30dB の音圧の純音が聞こえるかどうかの検査)

事業者は、上記の健康診断の結果、30dB の音圧での検査で異常がみられた者その他医師が必要と認める者について、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

① オージオメータによる 250, 500, 1,000, 2,000, 4,000, 6,000, 8,000 ヘルツにおける聴力の検査

② その他医師が必要と認める検査

(2) 健康管理区分の決定

事業者は、聴力検査の結果に基づき、気導純音聴力レベルを求め、次のとおり健康管理区分を決定する。ただし、選別聴力検査の結果、30dB の音圧での検査で異常がみられなかった者はこの限りでない。

聴力レベルに基づく健康管理区分

会話音域 高音域	30dB 未満	30dB 以上 40dB 未満	40dB 以上
	30dB 未満	管理 A	管理 B2
30dB 以上 50dB 未満	管理 B2	管理 B2	管理 C
50dB 以上	管理 C	管理 C	管理 C

(3) 健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果に応じて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、屋内作業場にあつては第2管理区分及び第3管理区分に区分された場所、屋内作業場以外の作業場にあつては等価騒音レベルで 85dB(A) 以上の作業場において、聴覚保護具を適切に使用させることにより、当該労働者の耳元での騒音ばく露レベルを 85dB(A) 未満とするよう努めること。

ロ 中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に使用させることにより、当該労働者の耳元での騒音ばく露レベルを等価騒音レベル 85dB(A) 未満かつ可能な限り低減させるよう努めること。また、必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。

騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置

区分	状態*	措置
管理 A (異常なし)	聴力に異常がみられない。	・ 一般的聴覚管理
管理 B2 (要観察)	前駆期の症状が認められる。 軽度の聴力低下が認められる。	・ 騒音ばく露を等価騒音レベル 85dB(A) 未満に抑制すること。 ・ 作業環境が第2管理区分又は個人ばく露測定結果が 85dB(A) 以上となる場合には、聴覚保護具を適切に着用

		することにより、騒音ばく露レベルを85dB(A)未満とする必要があること。
管理C(要管理)	中等度以上の聴力低下が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音作業に従事する間、聴覚保護具を適切に着用することにより、騒音ばく露レベルを85dB(A)未満かつ可能な限り低減させる必要があること。 ・必要に応じ、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換等により、騒音ばく露を抑制すること。

*健康管理区分は、聴力検査結果に基づき労働衛生上の管理を行うためのものであり、各区分の状態は、業務上によるかどうかの判断を含まないものである。

(3) 健康診断結果の記録と報告

事業者は、雇入時等又は定期の健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

9 労働衛生教育

(1) 騒音作業従事者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 音の性質と騒音作業
- ② 騒音の人体に及ぼす影響
- ③ 聴覚保護具の適切な使用方法

(2) 騒音作業従事者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を従事させようとするときは、作業に従事する労働者のばく露を低減するための措置を行わせる管理者を定め、当該管理者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 聴覚保護具の適切な使用方法
- ④ 改善事例及び関係法令

9 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1又は別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。